

議案第 11 号

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

夏季休業日等の規定を改めるため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 3 号

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校の管理運営に関する規則（昭和60年調布市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「8月31日まで」を「8月28日まで」に改め、同条第2項を「校長は、あらかじめ委員会に届け出ることにより、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては8月24日、同項第2号に掲げる冬季休業日にあつては1月4日を最終日の限度として期間を短縮することができる」から「委員会は、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては必要に応じて期間を短縮することができる」と改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年5月16日教育委員会規則第7号</p>	<p>○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年5月16日教育委員会規則第7号</p>
<p>第1条～第2条 略 (学期)</p>	<p>第1条～第2条 略 (学期)</p>
<p>第3条 学期は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定により、次に掲げるところによる。 第1学期 4月1日から夏季休業日の最終日まで 第2学期 夏季休業日の最終日の翌日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日)</p>	<p>第3条 学期は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定により、次に掲げるところによる。 第1学期 4月1日から夏季休業日の最終日まで 第2学期 夏季休業日の最終日の翌日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日)</p>
<p>第4条 施行令第29条の規定により教育委員会が定める日は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月28日まで</u> (2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日</p>	<p>第4条 施行令第29条の規定により教育委員会が定める日は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日まで</u> (2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日</p>
<p><u>2 委員会は、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては必要に応じて期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>2 校長は、あらかじめ委員会に届け出ることにより、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては8月24日、同項第2号に掲げる冬季休業日にあつては1月4日を最終日の限度として期間を短縮することができる。</u></p>
<p>3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第61条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による休業日(以下「休業日」という。)に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。</p>	<p>3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第61条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による休業日(以下「休業日」という。)に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。</p>
<p>第5条～第29条 略 <u>附 則(令和3年3月26日教委規則第 号)</u></p>	<p>第5条～第29条 略</p>

改正後	改正前
<u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u>	